

**令和5年度不祥事防止推進計画及び行動計画**  
**～ 不祥事を起こさない・起こさせない学校づくり ～**

**廿日市市立四季が丘中学校**

本校では未然防止を根底とした不祥事防止推進計画及び根絶のための具体的な本年度の行動計画を次のとおり策定することとする。

1 不祥事防止の必要性

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っている。教職員一人一人が正しい認識をもち、自らの使命と服務規律の厳正に努められるよう、常に自覚して行動する。

2 主な取組

本校教職員が主体的に法令遵守を推進し、自ら不祥事を起こさないことはもとより、相互にも許さない職場の環境づくりを徹底するため、次の取組を計画的に実行する。

- ① 不祥事の未然防止のための調査及び研究
- ② 不祥事の未然防止のための本校内外の情報の共有
- ③ 不祥事の未然防止及び正しい認識・理解のための効果的な服務研修
- ④ 外部への対応に係る共通理解と研修 等

3 具体的な取組内容

本校の実態を把握するため、生徒(每学期)・保護者(年2回)・教職員(数回)に、記名式でアンケートやチェックシートを実施する。また、管理職による教職員の面談を、定期的に每学期実施し、必要に応じて随時実施する。

- ① 「体罰、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント等相談窓口」を周知し、相談内容を職員研修や今後の取組に活かす。
- ② 服務規律確保に向け、記者発表資料や新聞記事等は速やかに情報を共有する。
- ③ 校内に設置している「不祥事防止委員会」を中心に、職員の高い倫理観や規範意識の向上を図り、学校として不祥事を起こさない学校体制を確立する。「不祥事防止委員会設置要綱」を別に定める。
- ④ 不祥事防止委員会において、下表に基づいて不祥事防止研修（演習，ロールプレイも含む）を計画・実施する。その際、内容や資料については必要に応じて委員会で検討する。
- ⑤ 非常勤講師は、管理職（校長・教頭）による研修を年間3回実施する。

<年間研修計画>

月	不祥事防止委員会	全体研修（◇ロールプレイ・演習）	備考
4	年間計画の確認 「体罰、パワハラ・セクハラ等相談窓口」の周知	広島県教育関係職員倫理要綱の確認 会計管理 春の交通安全運動啓発	非常勤講師服務研修実施
5	管理職による教職員個人面談	個人情報管理	
6	教育相談の報告		
7	生徒・保護者アンケート調査実施 夏季休業中の服務について 全体研修立案		
8	アンケートの分析	◇体罰・教室マルチリートメント防止 ◇おいせつ行為・セクシュアルハラスメント防止	管理職が研修企画実施 チェックシートの活用

9	全体研修立案	◇パワー・ハラスメント防止	3 学年が研修企画実施 チェックシートの活用 非常勤講師服務研修実施
10	管理職による教職員個人面談		
11	全体研修立案	◇SNS 等による不祥事の防止	1 学年が研修企画実施
12	生徒・保護者アンケート調査実施	交通事故防止・飲酒運転撲滅 私生活における不祥事の防止 懲戒処分の指針の確認	非常勤講師服務研修実施
1	アンケートの分析 進路事務のミス防止確認		
2	全体研修立案	◇メンタルヘルス	2 学年が研修企画実施 スクールカウンセラーと連携
3	管理職による教職員個人面談 次年度計画立案		

#### 4 職場の環境づくり

- ① 服務研修を計画的・定期的に実施することより、服務規律の厳正確保を図る。
- ② 管理職による職員定期面談を年間3回実施し、仕事の面はもとより校外での私生活についても、相談に乗れる信頼関係をつくる。
- ③ 必要に応じて、関係機関とも連携し、課題の早期発見・早期解決をめざす。
- ④ 整理整頓や諸帳簿の整理等、自己管理を徹底し、定期点検を実施する。
- ⑤ 職場の親睦を図る場（会）を適宜設定し、教職員間のコミュニケーションを図る。

#### 5 相談体制の充実

- ① 「体罰、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント」相談窓口を開設して教室内に掲示するとともに、いつでも・何でも気軽に相談できる学校体制を確立する。
- ② 相談窓口は、教頭・生徒指導主事・養護教諭とし、男女の双方で担当する。
- ③ 学校だよりやホームページを通じて、保護者にも相談窓口についての周知を徹底する。
- ④ 全校生徒、保護者を対象に実施したアンケートに基づく相談内容については、速やかに確認後、誠意をもって対応する。